毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和３年５月26日
水　曜　日

第4790号

目　　次

**規　　則**
○富山県食品衛生法施行規則の一部を改正する規則　1
**告　　示**
○保安林の指定の解除予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示　3
○自衛官候補生の募集期間
○自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等　4
○道路の供用開始　5
**正　　誤**
○令和元年10月18日付け富山県告示第 433号

## 規　　則

富山県食品衛生法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和３年５月26日

富山県知事　新　田　八　朗

**富山県規則第36号**

富山県食品衛生法施行規則の一部を改正する規則

富山県食品衛生法施行規則（平成12年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（申請書等の記載事項）

**第８条**　次に掲げる申請書等には、知事が別に定める事項を記載するものとする。

⑴　省令第49条第１項に規定する届書

⑵　省令第67条に規定する申請書

⑶　省令第68条第１項に規定する届出書

⑷　省令第69条第１項に規定する届出書

⑸　省令第70条第１項に規定する届出書

⑹　省令第70条の２に規定する届出書

第９条を削り、第10条中「前条」を「前条第２号」に、「第51条」を「第54条」に改め、同条を第９条とする。

第11条を削る。

第12条中「申請事項の変更届（様式第８号）による」を「、知事が別に定める事項を記載した届出書を厚生センター所長へ提出する」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「営業者」を「法第55条第１項の規定による営業の許可を受けた者」に、「（様式第９号）」を「（様式第３号）」に改め、同条を第11条とする。

第14条の見出し中「営業許可」を「営業」に改め、同条中「営業の廃止届（様式第10号）」を「知事が別に定める事項を記載した届出書」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とする。

第16条中「第54条から第56条まで」を「第59条から第61条まで」に改め、同条を第14条とする。

第17条を第15条とする。

様式第３号から様式第８号までを削る。

様式第９号中「（第13条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同様式備考３中「号数を算用数字で」を「種類を示す文字を」に改め、同様式を様式第３号とする。

様式第10号を削る。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、令和３年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の富山県食品衛生法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（生活衛生課）

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

# 告　　示

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

**富山県告示第274号**

保安林の指定の解除予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定を解除する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を朝日町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和３年５月26日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　解除予定保安林の所在場所

富山県下新川郡朝日町笹川字表横道４の28（次の図に示す部分に限る。）

２　所在が不分明である通知の相手方

長井きゑ

３　通知の内容

１の森林について、令和３年５月７日富山県告示第 243号で告示したとおり保安林の指定を解除する予定である。

４　森林法第189条による掲示

令和３年５月13日から朝日町役場に掲示した。

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第275号**

自衛官候補生の募集期間について

令和３年度における自衛官候補生（男女）の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 114条及び第 118条の規定により告示する。

令和３年５月26日

富山県知事　新　田　八　朗

| 募集種目 | 募集期間 |
| --- | --- |
| 自衛官候補生（男女） | 年間を通じて受付 |

**富山県告示第276号**

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 117条及び第 118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等を次のとおり定めたので告示する。

令和３年５月26日

富山県知事　新　田　八　朗

１　募集種目

自衛官候補生（男女）

２　試験期日

令和３年６月12日（土）

３　受付締切日

令和３年６月９日（水）

４　試験場の位置及び名称

石川県金沢市野田町１－８　陸上自衛隊　金沢駐屯地

５　郵送及び問合せ先

〒930－0856

富山県富山市牛島新町６－24

自衛隊富山地方協力本部　募集課

電　話（076）441－3271（代）

ＦＡＸ（076）441－3271

**富山県告示第277号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において５月26日から１箇月間一般の縦覧に供する。

令和３年５月26日

富山県知事　新　田　八　朗

| 道路の種類及び路線名 | 区　間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|---|---|---|---|
| 県道<br>辻ヶ堂市田袋線 | 富山市水橋柳寺2015番から<br>富山市水橋畠等字花井 297番 123まで | 令和３年５月26日 | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

**正　　誤**

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

令和元年10月18日付け富山県告示第 433号「特定猟具使用禁止区域の指定について」表中

| 頁 | 項 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| 3 | 水橋大正池田舘特定猟具使用禁止区域 | 令和元年11月１日から令和４年10月31日まで | 令和元年11月１日から令和11年10月31日まで |

令和３年５月26日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番